



◇ 気象業務法等の沿革 ～法制度から見た特徴とその意義～

気象業務の今日は、気象庁による技術基盤の構築、研究・技術開発とそれによる弛まぬ技術の向上が基本にあります。第二次世界大戦直後の今から 60 年以上前、昭和 24 年に国の行政機関としての気象庁の任務と所掌が「運輸省設置法」に定められたことに加えて、昭和 27 年に業務面を中心とした法律が「気象業務法」として整備されたことも重要な点です。この法律により、国（気象庁の他、現国土交通省・海上保安庁等の関係省庁）・地方公共団体（都道府県・市町村）、さらには報道機関、予報業務許可事業者等の民間部門も含め、関係機関と気象庁との役割と連携・協力が明確に規定されました。

（一財）気象業務支援センターでは、平成 27 年から平成 28 年にかけて世界銀行によるプロジェクト「発展途上国のための日本の気象サービスの知見・経験に関する調査」を手がけましたが、その中で気象業務にかかわる法制度の沿革やその意義についても調査し、報告書のなかでとりまとめました（当センターホームページ「話題」：平成 28 年（2016 年）3 月、同年 9 月に掲載）。

今回、その内容（図・表を含め）を基に、大幅に補足・拡充し、「気象業務法等の沿革 ～法制度から見た特徴とその意義～」と題した報告としてとりまとめ、気象庁の「測候時報（第 83 巻（2016 年度）」）に掲載して頂きました（URL：<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/sokkou/sokkou.html>）。

気象庁のみならず、予報業務許可事業者等の民間の皆様にも、今後の参考として頂ければ幸いです。

要旨（測候時報より抜粋）

気象業務法等の概要と歴史的な経過について、その気象業務における意義を含めつつとりまとめた。国家気象機関としての気象庁による観測・予報・警報等の確固たる技術基盤の上に、気象業務法等により法制度面からも、

- ① 気象庁自らの観測・予報・警報等の業務のみならず、
- ② 国、地方公共団体、報道機関等の関係機関との連携、
- ③ 気象庁以外の者による気象観測や予報業務についての一定の品質の確保

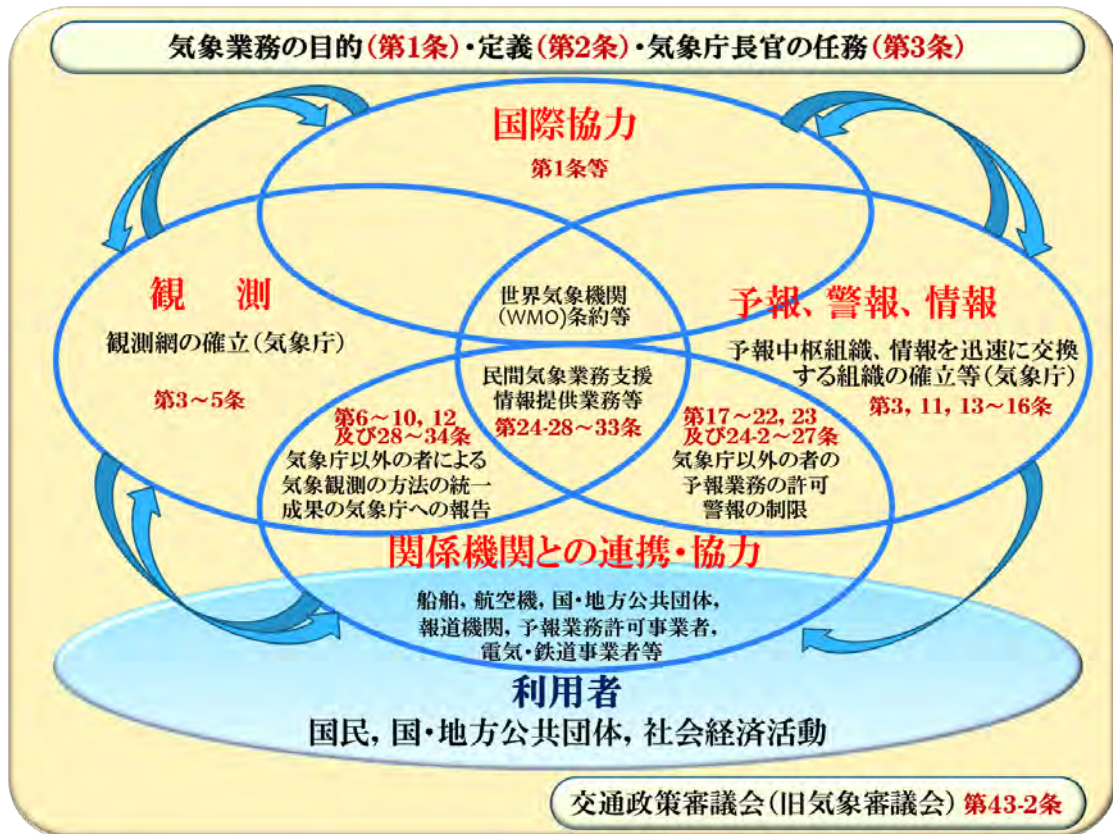
などが定められた。これにより、民間も含めた我が国気象業務の総合的な推進と健全な発達が図られてきている。

また、世界各国の国家気象機関における気象業務にかかわる法制度の概要について、気象業務法と比較しつつ簡単にとりまとめ、我が国気象業務の法制度面からの先進性を示す。

（次頁図）

気象業務法に定められている業務について、体系化した模式図。数値で同法の条項を示した。

（「測候時報」より抜粋）



(理事長)